

尚絅学院大学

平成 22 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、尚綱学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 22(2010)年 4 月 1 日から平成 29(2017)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は平成 15(2003)年度に開学され、歴史は新しいが、その母体の「尚綱女学会」は創立 120 年の極めて長い歴史を有する。大学発足時には、健康栄養学科と人間心理学科の 2 学科であったが、平成 22(2010)年度には 6 学科体制となり、順調に発展している。この間、大学院総合人間科学研究科修士課程を設置している。建学の精神を踏まえ、「キリスト教と豊かな教養によって内面をはぐくみ、他者への愛と奉仕の心をもって社会に貢献する人間を育成する」教育理念は、明確に定められ、学内外に公表されている。

教育研究組織では、学部、学科、研究科、附属施設は、組織として適切な連携を保ち、良好に機能している。また、教養教育に関しては、その方針、内容の検討を「教育開発支援センター」が、運営を「教務部委員会」が担い、その役割を明確にしている。

教育課程については、学科ごとの編成方針に基づく科目が配置されている。また、教養科目として「市民教育」が開講され、新たに「尚綱学」の開講を構想するなど、大学の教育理念や教育目的をより一層、周知するための努力は特筆に価する。

大学のアドミッションポリシーは、学科、大学院の専攻ごとに明示され、それに沿った入学者選抜が実施されている。更に、学習支援体制については、クラス担任制、オフィスアワーなどの導入により、充実を図っている。

大学の教員については、概ね年齢、職位、男女比のバランスが保たれ、設置基準上必要な数を満たし、教育課程を遂行するための体制が整備されている。また、教員の採用・昇任についての諸規程は整備され、概ね適切に運用されている。FD(Faculty Development)の取組みも、授業参観や意見交換会をはじめとして、全学的な「FD・SD 集会」を定期的で開催するなど、恒常的な活動が認められる。

職員の組織編制は目的に従って整備され、必要な職員が確保されている。採用・昇任・異動は、大学の将来構想や中期計画を踏まえ、規定に準拠して運用されている。

管理部門と教学部門は連携し、大学の重要問題を審議するため、理事会、評議員会を設置し、それぞれの代表者がこれに参加するなど、法人、教学の協働による管理運営体制は良好に機能している。

大学の財政基盤は、安定しており、大学運営に十分な保有金融資産を有している。また、

財務情報は、私立学校法の定めるところにより公開しており、大学ホームページにも公表されている。

大学キャンパスは、自然に恵まれた広大な敷地に立地し、修学に極めて良好な環境である。

社会との連携は、「エクステンションセンター」が中心となり、大学の人的資源を各種講座や地元自治体への派遣など、積極的に行われており、大学と地域社会の関係は極めて良好である。

社会的機関として必要な倫理規定は概ね整備され、適正に運用されている。また、災害時の危機管理体制、防火体制、ハラスメントに対する相談体制も整えられ、適切に機能している。

特筆すべきこととして、「カンボジア・プロジェクト」による活動が挙げられる。このプロジェクトは、まさに大学の建学の精神を具現した活動として、大変高く評価でき、報告会にも多数の学生が参加し、今後の継続的な活動が期待される。全体として、大学としての歴史は短いものの、その母体の「尚綱女学会」設立時の建学の精神を継承し、小規模大学の長を生かした、アットホームながらも、しっかりとした教育研究が行われている。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神・大学の基本理念については明確に定められ、それに基づき大学の使命・目的についても、「本学は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く知識を授け深く専門の学芸を教授研究すると共に、国際的視野に立って文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成すること」と学則に定められている。これらは、FD(Faculty Development)研修など、学内外に周知する努力がなされている。教職員に対し、各種の集会、さまざまな宗教行事を通して、これを周知し理解を深め、共有するための多大の努力がなされている。学外に対しても大学ホームページや印刷媒体を通して、大学・法人の沿革とともに、建学の精神を象徴的に表す校名の由来などを含め、大学の基本理念、使命・目的を周知する努力がなされている。なお、大学院生を含めた在学生については、建学の精神・大学の基本理念を十分周知するための一層の努力が必要である。

カリキュラム内容や特色のある「カンボジア・プロジェクト」などの活動に、建学の精神・大学の基本理念が十分反映されている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

キリスト教の精神に基づく大学の使命・目的を達成するために、6 学科から成る総合人間科学部と 2 専攻から成る大学院総合人間科学研究科、図書館、「エクステンションセンター」などの基本的な組織が適切に整備され、良好に機能している。また、学科間の連携をはじめ学部と附属機関との連携など、各組織相互の関連性も適切に保たれている。

全学共通の教養教育は、カリキュラムの検討及びその改定を「教育開発支援センター」が、運営上の責任を「教務部委員会」がそれぞれ分担し、両組織が緊密に連携することによって推進されている。また、「人事計画委員会」「予算委員会」とも連携をとり、全学的な見地から検討と調整を行い、運営されている。

教授会は、教育方針などを決定する最高の意思決定機関として位置付けられており、教授会及び「運営協議会」の議長を兼ねる学長と、2 人の副学長、5 人の常任委員会部長、図書館長を構成員とする学長機関である「運営協議会」が、強いリーダーシップを発揮できるように組織と意思決定過程が整備されている。また、大学院研究科では、研究科委員会が教育研究に関わる意思決定機関として位置付けられており、教授会とともに大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるように整備され、機能している。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

大学の教育目的は、建学の精神や大学の基本理念に基づいて設定されており、更に学部、学科、大学院研究科ごとに教育目的の設定がなされている。その設定された教育目的に沿って、教育課程、教育内容、授業時間、試験、卒業要件などが整備されている。

学部・学科及び大学院の専攻ごとの教育研究上の目的については、明確に定められている。学部の学則には学科ごとの教育目的が整備されており、学生に配付される「学生生活 Guide Book」(学部、大学院共通)に掲載することによって、学生への周知を図っている。

教育目的達成のための教育課程の編成方針が設定され、学事スケジュールにおいても各学期の授業期間が試験期間を含め 16 週が確保されている。また、全ての学科で履修単位の上限が設定されており、保育士などの課程認定科目履修の関係により学科間で設定単位数の若干の差異はあるものの概ね適切に設定されている。教育課程は体系的に編成されており、教育課程の編成方針に即した授業科目、授業内容となっている。また、教育内容・方法にも参加型授業への取組みなどの工夫がみられる。

学生の学習・就職状況調査や意識調査、就職状況などの調査については、適宜実施され、情報の共有もなされている。調査結果に対する組織的・総合的な点検・評価を FD(Faculty Development)などを通して、それらの調査結果を教育改善に生かすなど、認識の共有を更

に進めている。

【優れた点】

- ・ 共通教育科目として、社会生活全般を学ぶ「市民教育」を配置し、幅広い視野を養うことに力を注いでいる点は評価できる。

【改善を要する点】

- ・ 大学院の研究科又は専攻ごとの教育理念・目的・方針が学則に定められていないため、整備するよう改善を要する。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは、学科ごとに、また大学院の専攻ごとに明確にされ、それに沿って入学者選抜が適切に実施されている。入学前教育を各学科の特性に応じた内容で全学科実施しており、多様化する学生へ入学前から対応している。学生確保では、すべての学科において定員を充足している。

学習支援の体制については、クラス担任制、オフィスアワー、「授業支援型 e-Learning システム」の導入などにより整備され、適切に運営されている。また、「学生生活アンケート」や「意見箱」などによる学習支援に関する学生の意見をくみ上げる仕組みも整備されている。入学してくる学生の多様化による基礎学力向上に対する支援体制の必要性については、大学の自己評価でも認識しており、支援体制の確立に向けて努力をしている。

学生サービス、厚生補導のための組織、奨学金などの経済支援制度、課外活動支援、健康・生活相談などが適切になされており、「意見箱」の設置、クラス担任、学生会などを通して、それらの生活支援や学生生活に関する学生の意見をくみ上げる仕組みも整備されている。また、新学期の 4 月に実施している新入生に対する「ランチタイム」などのプログラムを設けるなど、入学時点からの支援体制確立に向けて努力をしている。

就職・進学に関する相談・助言体制が整備され、「進路就職部委員会」と進路就職課職員が中心となった支援体制が整備されている。それらの支援活動は、学生一人ひとりに対する個別相談を基本とし、個々の学生に応じた支援体制となっている。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

尚絅学院大学

設置基準上必要な専任教員数は十分確保されており、教育課程を運営するための体制は整備されている。教員構成については、専任教員の割合が各学科で高い比率となっており、年齢構成、職位別構成、男女比もある程度バランスが保たれており、概ね適切である。

教員の採用・昇任については、「尚絅学院専任職員に関する人事規程」でその方針を明確にした上で、「尚絅学院大学人事計画委員会運用規程」に則り概ね適切に運用されている。

教員の教育担当時間は、大学院をもつ2学科では平均値が高くなっており、学科によって若干バランスを欠いているが、概ね適切である。また、教員の教育研究活動を支援する研究費には、個人研究費のほかに採択制による共同研究費があり、更に国際会議派遣支援制度や研究専念期間制度も設けられており、適切に配分されている。

教員の教育研究活動を活性化するためのFD(Faculty Development)の取組みは、「全学FD・SD集会」として組織的に開催されており、各学科においても教員相互の授業参観や意見交換会などが実施されている。また、教員評価体制の整備は検討段階にとどまっているが、学生による授業評価の結果分析と改善計画は、「尚絅学院大学授業実践及び改善の取り組み」にまとめられ、活用できる態勢が整備されている。

基準6. 職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

職員の組織編制は、大学の目的に沿って整備され、目的達成に必要な事務職員が確保されている。採用、昇任、異動の方針については、理事会からの将来構想や中長期計画で示された事務職員の人事の基本的方針を踏まえ、「尚絅学院専任職員に関する人事規程」などに明確に定められ、適切に運用されている。年齢構成のバランスについては、若干の偏りが見られるが、若手職員を採用するなど是正に積極的に取り組んでいる。

職員の資質・能力向上のために、学内の各種研修会が定期的で開催され、職員の参加率も高い。また、学外の研修にも積極的に参加している。平成17(2005)年度からは、「事務研修報告集」が発行され、全事務職員の情報共有化が図られている。

教育研究支援や学生への利便性を考慮し、窓口をワンフロアに配置し、各部署は互いに連携をとりながら、業務の効率化に努めている。

基準7. 管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために、理事会、評議員会、「常任会」など大学設置者の管理運営体制と、執行機関としての「運営協議会」、教学に関する議決機関としての教授会など、大

学の運営体制は整備されている。また、管理運営に関わる役員などの定数及び選考に関する諸規程も整備され、明確に定められている。理事会には教学の代表である学長が理事として出席し、また教授会には必要に応じ事務長などが陪席するなど、管理部門と教学部門の連携は適切になされている。

更に、自己点検・評価のために学長を委員長とする恒常的な実施体制が確立され、その結果を教職員にフィードバックし、大学運営の改善向上、教育の質の向上につなげる仕組みが構築されている。これらの取組みとその成果は、大学ホームページや印刷冊子体を通して、学内外に公表されている。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

「学院の中長期経営計画」に基づき、施設整備計画を実行し教育研究経費に十分な配分を行っている。高額な設備投資がなければ消費収支は均衡しているが、設備投資及び基本金の先行組入れについて計画的に行われることが期待される。保有金融資産は今後の大学運営にとって十分である。学生数は増加の傾向にあり、人件費は抑制されており、年度財政の健全性を維持していくことが見込まれる。監事と公認会計士による監査の結果、計算書類は学校法人会計基準に準拠し、財政状態と経営状態を適正に表示していると報告されており、会計処理は適切である。

私立学校法に基づき、財務情報は閲覧に供する体制ができており、ホームページでも公開されている。

教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP などの外部資金の導入や有価証券運用が行われている。寄附金については、施設整備を目的とした募集活動が組織的に行われ、多額の実績をあげている。外部資金の導入の努力は継続して行われている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

教育研究活動の目的を達成するために、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、実験・実習室、学生駐車場・駐輪場などの施設設備が整備されている。平成 21(2009)年度も新図書館と実習棟が建設され、教育研究環境の整備が継続して図られている。校地・校舎の面積は設置基準に定める基準面積を大きく上回っている。図書館の開館時間は概ね適切であり、閲覧席座席数は在籍学生数に照らして十分である。施設設備に

関する学内担当部署が中心となり、専門業者と委託契約を結ぶことによって、キャンパスは適切に維持・運営されている。

施設設備の安全性確保にも努めており、新耐震基準も満たしている。全館のバリアフリー化も積極的に推進している。

自然環境を生かしたキャンパス整備が行われ、日常的な清掃や空調設備の保守・点検によってアメニティに配慮した教育環境が整備されている。今後も、学生数増加に対応した広大なキャンパスの有効活用と教育研究環境の整備が期待できる。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学が持っている物的資源の地域への開放が積極的に行われている。更に、「エクステンションセンター」が中心となり大学の持つ人的資源を各種講座や自治体との共催事業を通じて社会へ提供している。体育施設や図書館の地域住民利用、オープンカレッジ講座、リカレント講座、地方自治体との連携に基づく共催事業、地域と取り組む次世代教育事業などで地域貢献が行われている。「生涯学習センター」設置とともに活動が拡充し、地域の中核的な知の拠点としての役割を果たしている。

企業との共同研究や受託研究が行われる一方「学都仙台コンソーシアム」の会員校として、また「戦略的大学連携支援事業」の参加校として他大学との適切な関係が構築されている。

大学の所在地である名取市とは「官学連携に関する基本協定」のほか多方面にわたり協力関係が構築されている。また仙台市、白石市と連携して、地域支援や交流が図られている。これらは、「エクステンションセンター」が中心となって、大学と地域社会との協力関係を推進している。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

大学としての組織倫理に関する諸規程は概ね整備され、規程に基づき設置された委員会体制のもとで適正な運営が行われている。

学内外の危機管理体制は、災害時については「尚綱学院大規模災害時対応に関する規程」に沿って、被害の拡大を防ぐため「大模地震対応教職員マニュアル」を作成し、責任者及び連絡網が定められ、体制が整備されている。また、防火管理体制に関する規程や心身の健康被害、ハラスメントなどの人的トラブルに対する危機管理体制も整備され、問題が発

生した場合の対応マニュアルも備えている。

学内外への広報活動体制については、CMS（コンテンツ・マネージメント・システム）を導入し、ホームページからリアルタイムで情報発信ができる環境が整備されている。ホームページ全体の枠組みや発信内容の調整に関しては、「運営協議会」の諮問機関として「ホームページ委員会」を設置し、適切に運用されている。

大学の教育研究の成果は、「尚絅学院大学紀要」を年 2 回刊行し、関係機関に送付するほか、電子データを CiNii（国立情報学研究所論文情報ナビゲータ）に登録するなど学内外へ適切に公表している。

